

第五回 参議院建設委員会議録 第十四号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午後一時五十七分開会

委員の異動

五月十二日(木曜日) 委員遠山丙市君辭任につき、その補欠として水久保善作君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○建設業法案(内閣提出・衆議院送付)
○屋外広告物法案(内閣提出・衆議院送付)

○理事(原口忠次郎君) それでは只今より開会いたします。
本委員会に付託になつております建設業法案を議題に供しまして質疑を行ないます。

○岩崎正三郎君 登録の問題でございまが、先程の御説明にも何にも、これは業者の大きい小さいの区別をすることを避けて訂正したのだと言われるけれども、事実小さい方の業者の代表は、こういふのは何か区別をつけておると感じられるような証言もあつたので、その点を建設省政府委員の方は「区別をしない」といふけれども、実際はこれは区別になるのだが、どうもその間が私納得が行かないのです。できるならもう少し詳しく納得させたいと思うのであります。

○政府委員(中田政美君) 昨日もこの問題につきましては、多少お答え申上げたわけでございますが、中小の業者の側から見て、當業所が或る縣に一ヶ

所あつてその縣に登録するという業者、當業所が數縣にある場合において、その業者が建設大臣に登録する場合とは、何か管理の上で輕重、或いは区別があるがごとく、卑下するわけじやないけれどもといふような詮解がございましたが、そういう感を持つではないかという点につきましては、何も代表者だからといって、特別にこの法案において特殊な扱いをするという意図もございませんし、ただ實際問題としてこの法案の運用を期する場合において、當業所が府県或いは二、三十の當業所が全國に跨つておるという場合において、その業者を或る特定の縣だけで監督し、或いは調査をするといふようなことはどうも適當でない。むろしこれはやはり全國を睨んでおる本省でやる方が便宜であるという趣意であります。

○岩崎正三郎君 登録の問題でございまが、先程の御説明にも何にも、これは業者の大きい小さいの区別をすることを避けて訂正したのだと言われるけれども、事実小さい方の業者の代表は、こういふのは何か区別をつけておると感じられるような証言もあつたので、その点を建設省政府委員の方は「区別をしない」といふけれども、実際はこれは区別になるのだが、どうもその間が私納得が行かないのです。できるならもう少し詳しく納得させたいと思うのであります。

○岩崎正三郎君 そうするといわゆる直轄河川なんかの仕事について、そういう點において、積極的にこの建設大臣登録と府県登録とに区別した方がいいというわけではございません。勿論下請業者が全國に當業所はないけれども、仕事に出向ける場合はございます。これはなかなか止め得ない問題で、又そこまで止めるということは悪いと思いますが、何と申しましてもそ

の業者の中心をなす當業所という観念は、これは何といましてもそこに一切の責任が集中されることになりますので、小さい業者で當業所を東京なら東京に持つていらつしやる方が群馬、埼玉の方に現に出掛けるということがありましても、當業所という一つの、第一種業者、第二種業者といふような感じを受けますが、そうでなくして當業所の数で区別するというだけのことです。これが区別になるのだが、どうぞの間が私納得が行かないのです。お話しすれば分ることであり、又この運用上についても、そういう点は誤解のないように十分徹底して、今御指摘の点について遺憾のないようにいたしたいと存じます。

○岩崎正三郎君 政府委員のいふ、さうの説明の中に、これを二つに分けたわけでございますが、中間の業者

たということについて、何か積極的な考えはなかつたのか。例えば私共が思ひの直轄河川なんという仕事についてですね、それを下請する業者が埼玉県にも栃木縣にも群馬縣にも関係するというような場合がある。そういうふうな場合には、やはりこういうふうに二つに分けた方がいいというふうな積極的な意見があるのですが、そんなことはちつとも問題にならんのですか。

○政府委員(中田政美君) 別にそういう点において、積極的にこの建設大臣登録と府県登録とに区別した方がいいというわけではありません。勿論下請業者が全國に當業所はないけれども、仕事に出向ける場合はございません。これはなかなか止め得ない問題で、又そこまで止めるということは悪いと思いますが、何と申しましてもそ

の業者の中心をなす當業所という観念は、これは何といましてもそこに一切の責任が集中されることになりますので、小さい業者で當業所を東京なら東京に持つていらつしやる方が群馬、埼玉の方に現に出掛けけるということがありましても、當業所という一つの、第一種業者、第二種業者といふような感じを受けますが、そうでなくして當業所の数で区別するというだけのことです。これが区別になるのだが、どうぞの間が私納得が行かないのです。お話しすれば分ることであり、又この運用上についても、そういう点は誤解のないように十分徹底して、今御指摘の点について遺憾のないようにいたしたいと存じます。

○北條秀一君 私は建設業法案に對して賛成をいたします。併しながら建設業法案について私は内容に字句的修正すべき点と、又その條項の内容について修正する意見があります。それ

「軽微な工事のみを請け負う」云々とあります。これは登録者以外が営業の場合に罰則があります。その罰則との関係におきまして、軽微なる工事のものをもつと具体的に内容を現わす必要があるといふうに考えるのあります。更に第五條の第一項であります。しかし、「その使用者のうち一人が」というふうになつておりますが、その使用者のうちの一人といふことになりますと、とかく世間にありますように、単に名義を借りて実際にその人が建設業の、或いはその設計等についての指導をしない。ただ名義を借りてそらしてやつて行くといふような不正が非常に行われ易いのであります。こゝの点をもつとはつきり規定する必要があるといふうに考へるのあります。以上のことを私はこの際申述べ置きたいのですが、更にそれに続きましてこの際に四点について私は希望を申出て置きたいのであります。それは第一は第十九條であります。第十九條がそのまま施行されると、各縣が現に施行しておりますところの條例と抵触する面が発生いたしますので、これらの点について最も合理的な処理をなす必要があるといふことが第1、第二に工事代金の支拂方法及びその遅延利息の点についてであります。が、これらの点につきまして、現在の会計法から申しますと、非常に困難な点があるわけであります。遡れば会計法の改正といふことをどうしても考えて行かなくちやならんのです。が、今俄かにその会計法の改正まで遡つて行くことができませんので、早急に我々はこの点について研究して行く考えであります。が、政府においてもそ

の点について最善の努力を拂つて頂きました。第三点は、三十五條の第二項の場合は罰則があります。その罰則といふものをおきまして、軽微なる工事のをもつと具体的に内容を現わす必要があるといふうに考えるのあります。しかし、「その使用者のうち一人が」というふうになつておりますが、その使用者のうちの一人といふことになりますと、とかく世間にありますように、単に名義を借りて実際にその人が

建設業の、或いはその設計等についての指導をしない。ただ名義を借りてそらしてやつて行くといふような不正が非常に行われ易いのであります。こゝの点をもつとはつきり規定する必要があるといふうに考へるのあります。以上のことを私は希望を申出て置きたいのであります。従つてこの第二項に關連いたしまして、同第三項に同様の修正を加えるべきであるといふうに考へるのあります。以上三点につきまして、私は特にこの際希望を申述べ将来この建設業法の修正について、我々は勿論、政府相協力して最もこの法律の趣旨に副うよう修正するといふことを強く要望いたしまして、私の討論を終ります。

○理事(原口忠次郎君) 北條委員に伺いますが、そうすると只今の御意見は、修正をするといふことを希望なさるだけであつて、それが條件とか何とかいうわけじやないわけですね。

○北條秀一君 條件とするかどうかといふことではありません。私は早急に修正したいのでありますけれども、この暇がありませんので、修正を近い将来に保留して、今日のところ、この建設業法案を早急に成立すべきであるといふ考えで賛成したのであります。

〔速記中止〕

○理事(原口忠次郎君) 速記を始めて下さい。

○岩崎正三郎君 先程私は修正意見を出したのであります。大分これは政府の怠慢か國會の不勉強か知らんが、かように押詰つた会期でどうも諸般の事情がさよならなことをやつておるだけです。これが條件とか何とかいうわけじやないわけですね。

○理事(原口忠次郎君) 岩崎委員にお伺いします。只今の御討論は、第六條の修正であつて、全体の法案に対するところの贊否はどうですか。

○岩崎正三郎君 だから、それに關連して多少修正ができるのでしよう。全體の法案に反対するのじやない、要するにさような修正意見です。

○理事(原口忠次郎君) 原案には賛成ですね。

○岩崎正三郎君 修正だから賛成といふわけじやないのです。修正は修正です。修正でそれがどうなるか分らんですけれども……。

○理事(原口忠次郎君) 修正されれば賛成するわけですね。

○理事(原口忠次郎君) 本の点について最善の努力を拂つて頂きたいたい。第三点は、三十五條の第二項の場合は罰則があります。しかし、「その使用者のうち一人が」というふうになつておりますが、これは先と審議会の委員であります。が、需要者及び建設業者の代表だけを民間から採るのでなしに、それ以外に建設業者の使用者であるところの一般建設業労働者の代表をこれに加うべきじやないかといふことを私は希望しました。従つてこの第二項に關連いたしまして、同第三項に同様の修正を加えるべきであるといふうに考へるのあります。以上三点につきまして、私は特にこの際希望を申述べ将来この建設業法の修正について、我々は勿論、政府相協力して最もこの法律の趣旨に副うよう修正するといふことを強く要望いたしまして、私の討論を終ります。

○理事(原口忠次郎君) 中央の大官廳にしなければならんといふことはないと私は思うのであります。この點私は第六條の「二以上の都道府縣に営業所を設けて営業なす者にあって、この點私は第六條の「二以上の都道府縣に営業所を設ける者にあつては、都道府縣知事に、と、いうふうに修正できることを強く要望いたしまして、私の討論を終ります。

○理事(原口忠次郎君) 速記を始めて下さい。

○岩崎正三郎君 先程私は修正意見を出したのであります。大分これは政府の怠慢か國會の不勉強か知らんが、かように押詰つた会期でどうも諸般の事情がさよならなことをやつておるだけです。これが條件とか何とかいうわけじやないわけですね。

○理事(原口忠次郎君) 私も今の岩崎君の言われたことに同感する者であります。が、今後ともこういう点につきましては一つ政府の方におきましても、尙愼重な態度を取つてやつて頂くことを私は希望いたします。

○久松定武君 私も今の岩崎君の言われたことに同感する者であります。が、今後ともこういう点につきましては一つ政府の方におきましても、尙愼重な態度を取つてやつて頂くことを私は希望いたします。

○理事(島津忠彦君) 外に御發言ありますか。別に御意見なければ討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

○理事(島津忠彦君) 「異議なし」と呼ぶ者ありませんか。別に御意見なければ討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

○理事(島津忠彦君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。建設業法案について採決いたしました。本案を原案通り可決することに賛成の方の起立を願います。

〔総員起立〕

も中央官廳がこういつた細かいことにまで嘴を差挿んでいるといふことは、何か腑に落ちないところがあるのです。從つて私は積極的な強い意見もないう納得できないさような立場において、この登録を各府縣に跨がる営業所を持つ者が建設省に登録するということを私は削除して貰いたい。

○理事(原口忠次郎君) お聞きの通り、岩崎委員から、第六條の登録の問題について、「建設大臣」

とあるのを「当該都道府縣知事」にと

いう修正意見が出ておりますから、それについて速記を止め相談したいと思ひます。〔賛成」と呼ぶ者あり〕それでは速記を止めます。又政府もそういうふうなつもりでやつて貰うというお話をございますから、中からも委員になれることを希望し、又政府もそういうふうなつもりでやつて貰うというお話をございますから、それから岩崎議員から今強烈な要望がありましたこの登録の問題ですが、この問題も非常にいろ／＼問題もあるようありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

うに私も取扱つて頂きたいと思つておられます。それから昨日申上げました契約金の支拂いの時期についての延滞利子、この問題が又非常に大きな問題でありますから、岩崎議員のお話をよ

○理事(島津忠彦君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告は委員長に御一任願つて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○理事(島津忠彦君) 異議ないものと認めます。これから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

島田 千壽 堀 末治
北條 秀一 岩崎正三郎
原口忠次郎 赤木 正雄
久松 定武 島津 忠彦

○理事(島津忠彦君) 次に屋外廣告物法案を議題に供します。昨日までの予備審査におきまして、すでに質疑は終つたものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(島津忠彦君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に参ります。御意見の方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○久松定武君 私はこの法案に対しまりますが、昨日も先刻も申上げましたように、非常にこの定義が不備である。例えは從來の廣告は立看板、或いは貼紙等の看板といったようなもので済んでいたのでありますけれども、近代的の法律に直すといふのがこの前の政局の説明であります。それを勘案いたしました。これはもつとこの定義を明ら

かにするために私は條例のところにおいてもう少しその意味をはつきり裏付ける、例えば光線を利用するネオンサインとか、或いはその他のものにつきましてはつきりしたものを書入れて頂くことを特に願いしたいのでござい

ます。尙市町村に対するその廣告物の点もありますが、東京都のごときは東京全体、元の東京府全体がこの問題には適用される問題でありまして、外

の縣とは非常に例が異なる、こういう点につきましてもこの特定の特例を條文の中に挿入して頂いて、その廣告物のこの法令の徹底するように一つ私は條文に書入れて頂くことを希望して置きたいと存じます。

○理事(島津忠彦君) 速記を止めて下さい。
○理事(島津忠彦君) 速記を止めで下さい。
午後二時四十九分速記開始
〔理事島津忠彦君退席、委員長著席〕
午後二時二十九分速記中止

○委員長(石坂豊一君) それでは懇談会の統議にいたしまして、直ちに屋外廣告物法案の討論をいたします。重ねて申します。先日來、予備審査において質疑がありましたが、これはすでに衆議院通過の本式の審査になりましたので、先程來の質疑應答は全部正式審査に引戻して質問されたものと決定しました。御異議ございませんか。……そういうことにいたします。

○北條秀一君 この法律案は古い廣告物取締法を廃止する、そうして今日の時代に應するための措置として適切であると私は考えまして、本法案に賛成の意を願っています。

○北條秀一君 この法律案は古い廣告物取締法を廃止する、そうして今日の時代に應するための措置として適切であると私は考えまして、本法案に賛成の意を願いました。これはもつとこの定義を明ら

定であります。この規定によりますと、公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができると

○委員長(石坂豊一君) 本日はこれに出席者は左の通り。

午後二時五十三分散会
委員長 石坂 豊一君

理事 原口 忠次郎君
島津 忠彦君

岩崎正三郎君
島田 千壽君

堀 末治君
赤木 正雄君

久松 定武君
北條 秀一君

政府委員
(総務局長) 中田 政美君
(建設事務官) (都市局長) 財津 吉文君
(河川局長) 目黒 清雄君

建設技官
請願者 鈴木十郎外十七名

紹介議員 大隅 憲二君 小串 清一君

請願者 神奈川県小田原市長
鈴木十郎外十七名

請願者 神奈川県下の砂防工事促進に関する請願(第十九百五十一号)

第一、水防法案(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、建設法(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、建設法(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、屋外廣告物法案(予備審査のための付託は五月二日)

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、神奈川県下の砂防工事促進に関する請願(第九百五十一号)

一、延岡、熊本両市間縣道中高千穂峠に架橋の請願(第九百五十五号)

一、川内市復興事業促進に関する請願(第九百八十七号)

一、天龍川西岸堤防改修工事促進に關する請願(第十九百五十一号)

一、國際平和都市「長崎」建設特別法制定に関する請願(第十九百六十一号)

一、番匠川改修工事に関する請願(第十九百四十一号)

一、信濃川水系砂防工事施行に関する請願(第十九百五十二号)

一、大分川直轄改修工事継続施行に関する請願(第十九百五十一号)

一、長野縣農井村上今井に架橋の請願(第十九百五十一号)

一、長野縣共和村地内白山砂防工事施行に関する請願(第十九百五十二号)

二十八日受理

第九百五十一号 昭和二十四年四月

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県小田原市長

鈴木十郎外十七名

大隅 憲二君 小串 清一君

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

延岡、熊本両市間県道中高千穂峠に架橋の請願

請願者 富崎縣西臼杵郡高千穂町高千穂鉄橋架設促進委員会内

安在重右衛門外百六十三名

紹介議員 竹下 豊次君 北村

一男君

延岡市と熊本市を結ぶ県道は、宮崎縣西臼杵郡高千穂町より一キロ余の地点で通称高千穂峠といわれて、深い谷を横断しているが、この地点は両岸きつ立たした絶壁の中腹を通つてしまふ。非常な急カーブのため、トラック、荷馬車等の積載量はほとんど半減せざるを得ない現状で、経済的損失は膨大であるから、この難所をさけた適当な地点に國費をもつて新らしく鉄橋を架設せられたいとの請願。

第九百八十七号 昭和二十四年四月三十日受理

川内市復興事業促進に関する請願

紹介議員 長桐原榮二外二名

請願者 鹿児島縣川内市議会議員

鹿児島縣川内市は、戦災によつてその九割を焼失したので、國縣費補助による復興都市計画事業が進められているが、市民の復興熱に較べて國費予算の配布が少ないため、遅々としてはかどらず市政重建にいちじるしく支障を及ぼしている。又、川内川改修工事並びに災害復旧工事及び大平橋架替工事、川内港修築工事等当地復興に重大な關係があるから、すみやかに、これら諸事業の早期完成を図られたいとの請願。

第十四号 昭和二十四年五月二日受理
天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願

請願者 静岡縣浜名郡和田村長

金原善和外八名

紹介議員 河井 彌八君

天龍川上流は戰時中の山林の濫伐と昭和十九年十二月の地震により西岸の堤防が沈下して、西岸堤とうは東岸に比して三メートルも低くなり豪雨に際して濁流のはん濫が極めて急である。沿岸の住民は日頃非常な不安を感じている。現在堤とうの改修工事も着々進ちょくしているが、当村地内は未だに改修工事にとりかかつてないため、雨期を間近に控えて一刻もゆるがせにできない実状であるから、本河川の西岸堤防上に一メートルの上置工事を施行せられたいとの請願。

第千三十九号 昭和二十四年五月六日受理

番匠川改修工事に関する請願

請願者 大分縣佐伯市長 矢野

龍雄外二名

紹介議員 安部 定君 門屋

請願者 長崎市長 大橋博外一

紹介議員 門屋 盛一君 藤野

請願者 長崎市長 大橋博外一

紹介議員 築雄君

請願者 長崎市長 大橋博外一

第十五号 昭和二十四年五月六日受理
信濃川水系砂防工事施行に関する請願

請願者 長野縣松本市長 筒井

直久外二十三名

紹介議員 池田宇右衛門君

盛一君

請願者 大分縣佐伯市長 矢野

龍雄外二名

紹介議員 安部 定君 門屋

請願者 長野縣松本市長 筒井

直久外二十三名

紹介議員 池田宇右衛門君

信濃川の水源地である日本アルプス地方、殊に燒岳一帯は、火山の影響よりもまれな大崩壊があり、河川は極度に荒廃し、川口は戰時中軍の工事により閉そくされたままなので、佐伯市は真に危険な状態にあるが、改修工事には工費数億円を要する見込みであり、市財政窮乏の折柄地元負担は余りにも過大であるから、本工事を國直轄か又は直轄のみに取り扱われたいとの請願。

第千四十号 昭和二十四年五月六日受理
大分川直轄改修工事継続施行に関する請願

請願者 大分市長 上田保外二

紹介議員 安部 定君

請願者 大分市長 上田保外二

第千五十二号 昭和二十四年五月六日受理
長野縣共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願

請願者 長野縣更級郡共和村長 渡辺一外四名

紹介議員 池田宇右衛門君

盛一君

請願者 大分縣佐伯市長 矢野

龍雄外二名

紹介議員 安部 定君 門屋

請願者 長野縣松本市長 筒井

直久外二十三名

紹介議員 池田宇右衛門君

信濃川の水源地である日本アルプス地方、殊に燒岳一帯は、火山の影響より地質がぜい弱で、崩壊がいちじるしく、降雨毎に土砂を流出するため、千曲川下流松本平地方は、河床が上昇して、かんがいその他用水取入の困難を増加しているばかりでなく、一朝有事の際は、附近一帯の耕地を全滅する危機にひんしている。しかして、昭和十二年に着工された安曇村地内の稻核えん堤築設工事は、信濃川上流砂防の根幹であるから、生産増強、民心安定の見地より、すみやかに本工事施行の促進を図られたいとの請願。

第千五十一号 昭和二十四年五月六日受理
長野縣豊井村上今井に架橋の請願

請願者 長野縣下水内郡豊井村大字上今井地内

紹介議員 木内 四郎君

請願者 長野縣下水内郡豊井村

第十五号 昭和二十四年五月六日受理
長野縣共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願

請願者 長野縣更級郡共和村長 渡辺一外四名

紹介議員 池田宇右衛門君

盛一君

請願者 大分縣佐伯市長 矢野

龍雄外二名

紹介議員 安部 定君 門屋

請願者 長野縣松本市長 筒井

直久外二十三名

紹介議員 池田宇右衛門君

信濃川の水源地である日本アルプス地方、殊に燒岳一帯は、火山の影響より地質がぜい弱で、崩壊がいちじるしく、降雨毎に土砂を流出するため、千曲川下流松本平地方は、河床が上昇して、かんがいその他用水取入の困難を増加しているばかりでなく、一朝有事の際は、附近一帯の耕地を全滅する危機にひんしている。しかして、昭和十二年に着工された安曇村地内の稻核えん堤築設工事は、信濃川上流砂防の根幹であるから、生産増強、民心安定の見地より、すみやかに本工事施行の促進を図られたいとの請願。

第千四十一号 昭和二十四年五月六日受理
長野縣豊井村上今井に架橋の請願

請願者 長野縣下水内郡豊井村大字上今井地内

紹介議員 木内 四郎君

請願者 長野縣下水内郡豊井村

請願者 長野縣下水内郡豊井村